

# 月形町

## キャッチフレーズ&シンボルマーク

### 使用マニュアル

#### まんまるはーと月形町



平成12年3月設定

#### 策定の主旨

月形町は、開町120年となる2000年を契機に、町のイメージアップ活動を展開中です。その一環として誕生したキャッチフレーズとシンボルマークは、月形の新しい躍動感をアピールするとともに、月形のイメージアップを図ることを目的として設定いたしました。町民に親しまれ、皆さんに愛されるキャッチフレーズとシンボルマークとして育てていく所存です。

#### 作品説明

##### キャッチフレーズ

「まんまる」は、月、そして特産物のメロン、スイカ、トマトに連動した言葉であり、「はーと」は、ホッとする町・月形でこころ豊かに生きる素晴らしさを表わしています。

「まんまるはーと」は、豊かな自然の中で和やかに生き生きとした“時間”をみんなで作るためのキャッチです。

##### シンボルマーク

花びらの4つの色で月形の「大地」「情熱」「美しさ」「活力」を表現し、筆による力強いラインで描いたキャラクターは“町の力”を意味します。

## 使用マニュアルの主旨

この使用マニュアルは、町のイメージアップにより作られたキャッチフレーズとシンボルマークが、無秩序な使われ方によって、イメージが分散することを防ぐことと、正しいルールで表現することにより、イメージアップの相乗効果を高めることを目的として作成した「使用マニュアル」です。

## ベーシックカラー(基本カラー)

### カラー(4色)のセットパターン(基本デザイン)

セットパターンの組み合わせについて基本的に右記のとおりとしますが、印刷物等の状況に応じて、キャッチフレーズとシンボルマークの組み合わせは自由とします。  
キャッチフレーズとシンボルマークを同時に使用することをお勧めしますが、使用する紙面等の状況により単体での使用も可能とします。



### セットパターン例



まんまるはーと 月形町



まんまるはーと 月形町

まんまるはーと 月形町

まんまるはーと  
月形町



まんまるはーと  
月形町

まんまるはーと  
月形町



月形町  
まんまるはーと



まんまるはーと  
月形町



まんまるはーと  
月形町

まんまるはーと  
月形町

## ベーシックカラー(基本カラー/モノクロ)

### 1色(単色)の場合

まんまるはーと 月形町 100%



### 2色・3色の場合

ブラックまたは濃い色の方を選んで、「1色(単色)の場合」と同様にしてください。

例  
まんまるはーと 月形町

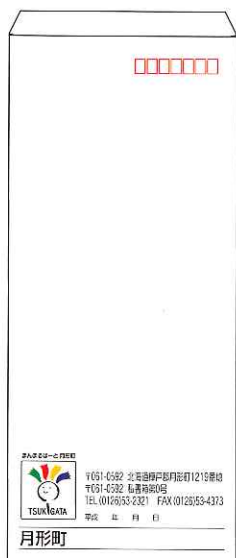


例  
まんまるはーと 月形町



## アプリケーション(使用例)

### 各種印刷物例



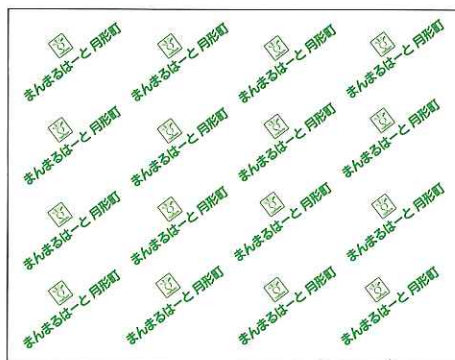
長型3号



名刺横型



Uバック



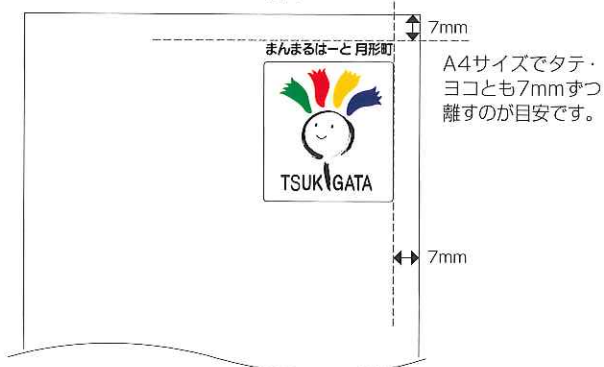
包装紙



シャツ

### パンフレット・リーフレット等のセット例

ホワイトスペースのある場合



ベースが全面写真やベタ色の場合は保護領域が必要です。





# 基本セットパターン清刷

使用マニュアルに準じてください。

## まんまるはーと月形町



まんまるはーと月形町



まんまるはーと月形町



まんまるはーと月形町



まんまるはーと月形町



まんまるはーと月形町



まんまるはーと月形町



まんまるはーと月形町





まんまるはーと月形町

まんまるはーと 月形町

まんまるはーと 月形町

まんまるはーと 月形町



まんまるはーと 月形町



まんまるはーと月形町

まんまるはーと月形町

まんまるはーと月形町

まんまるはーと月形町

まんまるはーと月形町

## 好ましくない使用表示例



指定以外の色で表示していること。



図形に他の図形や要素を加えること。



図形の角度の変更や移動すること。



保護領域内に、白以外の要素を入れること。



図形を変形したり歪ませること。



キャッチフレーズの書体を変更した表示をすること。



図形の左右を逆に使用すること。



図形の中に文字を表示していること。

## 使用基準

このキャッチフレーズとシンボルマークは、町民など誰もが使えることを原則としています。  
定められた使用基準に沿って積極的に活用してください。

### (使用の範囲)

町民などが行う事業で、次のような場合に使用願います。

- 町が共催、後援または協賛するもの
- 町政に関係あるもの
- 町のPRに結びつくもの

### (使用の制限)

町のイメージを損なわないようにするため、次のような場合にはその使用を禁じます。

- 選挙運動、布教活動等を助長するおそれがあるとき
- 自己のキャッチフレーズ、シンボルマーク、商標又は意匠に相当するものとして、使用されるおそれがあるとき
- 自己の信用を高める目的に使用されるおそれがあるとき
- キャッチフレーズとシンボルマークが月形町のイメージを著しく損なうなど、不相当と認められるとき

### (その他)

キャッチフレーズとシンボルマークに関する一切の権限は、月形町に属します。

## お問い合わせ

月形町 政策調整課地域振興第1係  
 〒061-0592 樺戸郡月形町1219番地 TEL (0126)53-2321 FAX (0126)53-4373  
 ホームページ「月形町によろこそ」 <http://www.town.tsukigata.hokkaido.jp/>.  
 E-メール Kabato@town.tsukigata.hokkaido.jp